

建設業

社会保険加入は待ったなし！

①

一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田博司

建設業にたずさわる皆様はご存知でしょうか？平成29年4月以降、社会保険未加入の企業・労働者は、公共工事の現場に事実上立ち入ることができなくなることを……！

実際、民間工事にもこの流れが拡大しており、数多くの建設現場では立入不可となつてきています。平成29年3月まであと7ヶ月を残すのみとなつた現在、社会保険に加入しなくては今後の生活が成り立たなくなります。もう「待ったなし」です。建設業及びそこで働く皆さん、今一度自分たちの状況を再確認してみてはいかがでしょうか。

そこで「建設業の社会保険等未加入問題」について、その対策と対応について今月から4回にわたり、具体的に説明します。

第1回は行政（国土交通省・厚生労働省（日本年金機構）・愛知県及び名古屋市・国税庁（税務署））の取り組みについて取り上げます。

国土交通省は、建設業の持続的な発展にとって必要な人材（若者）の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境のため「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」により、行政としての取り組み及び元請企業・下請企業の役割と責任を明確化しました。

具体的には、建設業許可部局（国土交通省・都道府県）による「申請・更新・通報・立入検査」時等での社会保険加入指導。指導に応じない場合は、厚生労働省の社会保険部局（日本年金機構等）に通報します。この情報提供等により、日本年金機構は、社会保険未加入企業に対して、3



ご存知ですか？建設業「2017年問題」
平成29年4月以降、社会保険未加入企業は、公共工事への立入りが実質でできないことになります。愛知県労働基準監視官では、建設業（2017年整修対象）のための無効審査監視、年金問題、社会保険加入義務・建没・厚生年金被保険者等の社会保険加入対策又は事業者を行っております。
このパンフレットをご覧いただき、ぜひお問い合わせください。

回以上の「来所通知」や「戸別訪問」等で加入指導し、自主的加入を促します。

また愛知県の場合、社会保険未加入の業者との一次下請契約を禁止しており、違反すると指名停止等の処罰があります。

さらに名古屋市は、社会保険未加入業者を確認した場合、国・県に通報することとなります。

このように社会保険未加入事業者にとって行政は、オールジャパン体制で、強力にアクセル全開状態で、加入勧奨を行っていると言つても過言であります。

加えて多くの元請業者が、施行体制台帳や再下請通知書、作業員名簿を活用した加入指導を進めており、下請業者は社員と請負関係にある者を明確化し、適正な保険に加入させる必要があります。

ここまで社会保険加入についての行政等の取組を説明しました。次回は「社会保険」建設業での「適切な保険」とは？を中心に具体的な事例を交えて説明します。

建設業の社会保険加入のご相談は、当協会ホワイト企業推進本部（☎052-961-3655）にて承ります。

福田博司
プロフィール



当協会相談員。年金事務所で加入促進を担当し、現在は当協会で社会保険加入問題の相談・講演活動を行っている。
社会保険労務士。